広島県地域公共交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 広島県地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、広島県地域公共交通ビジョン(以下「ビジョン」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うために設置する。

(事業)

- 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) ビジョンの策定及び変更に関する協議に関すること。
 - (2) ビジョンの実施に関する協議に関すること。
 - (3) ビジョンに位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

- 第3条 協議会の委員は、別表1に掲げるものとする。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合、補充の委員の任期は前任者 の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を1名ずつ置く。
- 2 会長及び副会長は、前条第1項に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができること とし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑 な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、 又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、会長が別に定める。

(エリア分科会)

第6条 協議会には、第2条の各号に掲げる事項に関して、市町間の広域的な移動について関係者と協議等を行うため、別表2に掲げるエリア分科会を設置する。

(部会)

第7条 協議会には、第2条の各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、別表3に掲げる市町の地域公共交通活性化協議会等を本協議会の部会として位置付ける。

(事務局)

- 第8条 協議会の業務を行うため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、広島県地域政策局交通対策担当に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第9条 協議会に監査委員を1名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表 1 広島県地域公共交通協議会委員

	職名	氏 名
学識者	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授	藤原 章正
	福山市立大学大学院都市経営学研究科教授	渡邉 一成
	広島工業大学工学部環境土木工学科教授	伊藤雅
	呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授	神田 佑亮
	広島大学大学院先進理工系科学研究科准教授	力石 真
事業者	公益社団法人広島県バス協会専務理事	赤木 康秀
	一般社団法人中国旅客船協会専務理事	迫田 武利
	一般社団法人広島県タクシー協会専務理事	富田 直也
	中国地方鉄道協会専務理事	田中 茂
	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部広島支社副支社長	山本 直人
利用者	広島県高等学校 PTA 連合会会長	岡崎 光治
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事	小池 英樹
	公益社団法人広島消費者協会会長	栗原 理
	一般社団法人広島県観光連盟専務理事	岡村 清
	広島県市長会 三次市長	福岡 誠志
行政	広島県町村会 坂町長	吉田隆行
	国土交通省中国運輸局交通政策部長	岡田 幸大
	広島県地域政策局長	杉山 亮一

別表 2 エリア分科会

	構成員		
広島圏域	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町	左記市町内を	
備後圏域	三原市,福山市,尾道市 府中市,世羅町,神石高原町	運行している 交通事業者	学識者
備北圏域	三次市 庄原市		

別表 3 部会(市町の地域公共交通活性化協議会等)

協議会等
広島市地域公共交通活性化協議会
呉市地域公共交通協議会
竹原市地域公共交通会議
三原市地域公共交通活性化協議会
尾道市地域公共交通協議会
福山・笠岡地域公共交通活性化協議会
府中市地域公共交通活性化協議会
三次市地域公共交通会議
庄原市地域公共交通会議
大竹市地域公共交通活性化協議会
東広島市地域公共交通会議
廿日市市公共交通協議会
安芸高田市公共交通協議会
江田島市公共交通協議会
府中町公共交通協議会
海田町地域公共交通会議
熊野町地域公共交通活性化協議会
坂町地域公共交通会議
安芸太田町地域公共交通会議
北広島町地域公共交通会議
大崎上島町公共交通連携協議会
世羅町地域公共交通活性化協議会
神石高原町地域公共交通協議会

[※] 上記協議会は、法第6条第1項の規定に基づき設置された協議会である。